

令和2年5月15日

2・3年生保護者様

安城市立安祥中学校長 鳥居 貴之

### 自転車通学許可について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様には益々ご健勝のことと思います。日ごろは、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本校の自転車通学許可について、昨年度までは一般許可と部活動許可の2種類がありました。これは、朝部活を実施していた時代に考えられた方法です。しかし、昨年度より安城市内統一で朝部活がなくなり、許可を2種類に分ける必要性がなくなりました。また、生徒の生活習慣の確立を考えますと、通学時間が日によって変わることは好ましくありません。

そこで今年度より、自転車通学許可を統廃合し、一般許可のみとするとともに、これまで部活動許可となっていた地区を、一般許可にしていきます

下記の要領で自転車許可を実施してまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 自転車の使用について

- ①自分の体に合った自転車に乗る。
- ②自転車に乗る時はヘルメットを必ずかぶる。女子はジャージをはいて乗ってよい。
- ③雨天の日は、必ずレインコートを着用する。

#### 2 通学許可区域

- ・一般許可（上条・土器田・河野・広畔・古井・東尾・西尾の一部）

#### 3 その他

- ・不明な点は学校まで、お問い合わせください。

（問い合わせ先 安祥中学校 交通安全担当：谷川 TEL 76-7811）